

○総務省令第四十号

電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）第三章の規定に基づき、無線設備規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年四月二十六日

総務大臣 片山 善博

無線設備規則の一部を改正する省令

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「時分割・直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステム」を「時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステム」に改める。

第十四条第一項の表六の項中「、十五の項及び十六の項」を「及び十五の項から十七の項まで」に改め、同表中十七の項を十八の項とし、十六の項を十七の項とし、十五の項の次に次のように加える。

| | | |
|------------------------------------|----|----|
| 十六 時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア | 八七 | 四七 |
|------------------------------------|----|----|

ア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の
送信設備

第二十四条第十三項中「二デシベル」を「五デシベル」に改め、同条第二十項中「接続方式」の下に「又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式」を加え、「二二デシベル」を「一七デシベル」に改め、同条第二十一項中「絶対利得が二デシベル」を「絶対利得が五デシベル」に改め、「時分割・直交周波数分割多元接続方式」の下に「又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式」を加え、「絶対利得が一デシベル」を「絶対利得が一七デシベル」に改める。

第四十九条の二十八第一項第一号ハ中「二デシベル」を「五デシベル」に改め、同項第二号イ(1)中「又は一六値直交振幅変調」を「一六値直交振幅変調又は六四値直交振幅変調」に改め、同条第三項第一号中「〇・二ワット」を「〇・四ワット」に改める。

第四節の二十七の節名を次のように改める。

第四節の二十七 時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備

第四十九条の二十九の見出し中「接続方式」の下に「又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式」を加え、同条第一項第一号イ中「又は直交周波数分割多元接続方式、時分割多元接続方式と空間分割多元接続方式を組み合わせた接続方式」を「、直交周波数分割多元接続方式、時分割多元接続方式と空間分割多元接続方式を組み合わせた接続方式、シングルキャリア周波数分割多元接続方式と時分割多元接続方式と空間分割多元接続方式を組み合わせた接続方式又はシングルキャリア周波数分割多元接続方式、時分割多元接続方式と空間分割多元接続方式を組み合わせた接続方式」に改め、同条第二項第一号中「一〇ワット以下」を「二〇ワット以下（チャンネル間隔が二〇MHzの無線設備の場合にあつては四〇ワット以下）」に改める。

第五十七条の三中「時分割・直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステム」を「時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステム」に改める。

別表第一号注31(18)中「接続方式」の次に「又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式」を加える。

別表第二号第52中「接続方式」の次に「又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式」を加え

、 「2.4MHz」を「2.5MHz」に、「4.8MHz」を「5MHz」に、「9.6MHz」を「10MHz」に改め、同表第52に次のように加える。

4 チャンネル間隔が20MHzの無線設備

20MHz

別表第三号45中「接続方式」の次に「又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現に免許若しくは予備免許を受け、又は免許を申請しているこの省令による改正前の設備規則第四十九条の二十九に規定する無線局の無線設備の条件については、この省令による改正後の設備規則の規定にかかわらず、平成二十五年五月三十一日までは、なお従前の例によることができる。

3 この省令の施行の際現に受けているこの省令による改正前の設備規則第四十九条の二十九に規定する無線局の無線設備に係る法第三十八条の二の二の技術基準適合証明及び法第三十八条の二十四第一項の工事

設計認証の効力については、平成二十五年五月三十一日までは、この省令の施行後においてもなお有効とする。